



お 麻

み 績



大震災から学ぶ地域防災のあり方について
～住民主導の防災訓練が実施されました～

人口 2,872人(男 1,352人 女 1,520人) 世帯数 1,147戸(H28.10.1現在)

広 報
No.132

2~18

議会だより
No.122

19~26

農業委員会だより
No.43

27~31

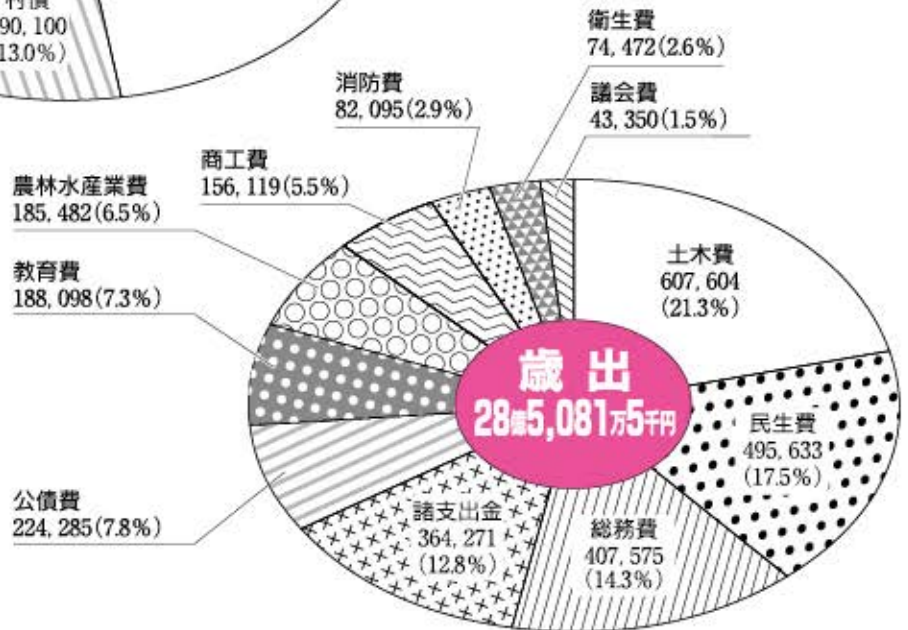
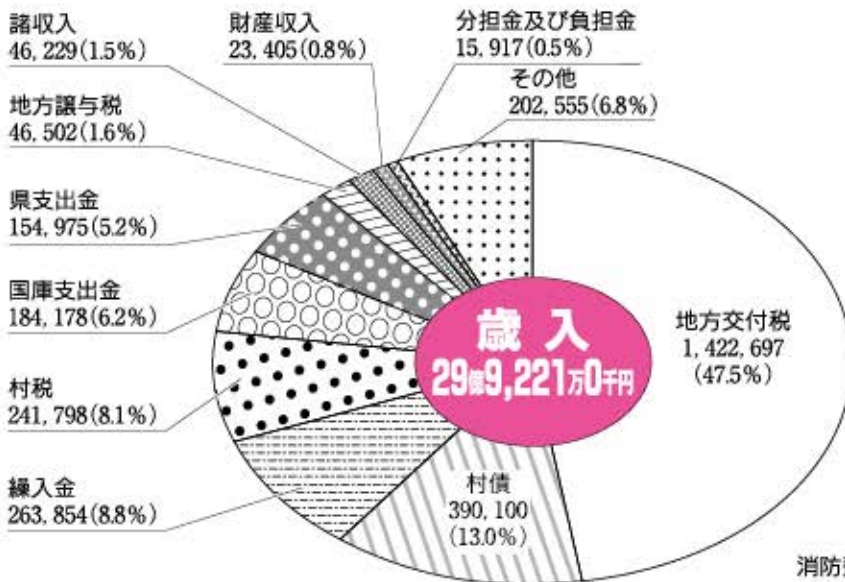
村のホームページアドレス



平成27年度 決算状況

一般会計 (単位:千円)

平成27年度決算がまとまり、9月の定例議会で9会計の決算が認定されました。平成27年度は、一般会計においては歳入、歳出ともに前年度を上回りました。また、黒字(赤字)を示す実質収支額は1億3,413万円余りの黒字となりました。今後も歳出の見直しなどに取り組み、引き続き財政の健全化に努めてまいります。



歳入 29億9,221万0千円
(前年比 9.7%増)
歳出 28億5,081万5千円
(前年比 8.4%増)
翌年度へ繰り越すべき財源
726万0千円
(前年比 26.4%減)
実質収支 1億3,413万6千円
(前年比 53.1%減)

【歳入用語説明】

地方交付税…村の財政力に応じて国から交付されるお金
村債…村の自主財源だけでは実施が困難な事業をする時に借りるお金
村税…村民税、固定資産税、市町村たばこ税、軽自動車税など
繰入金…基金などの積み立て金を取り崩し、その用途に応じて繰り入れるお金
国庫(県)支出金…事業に対して国(県)から交付されるお金
諸収入…他の事業科目に含まれない収入を包括したお金

広報麻績

No.132

発行 麻績村
編集 村づくり推進課
〒399-7701
長野県東筑摩郡麻績村麻績3837番地
電話0263-67-3001
FAX0263-67-3094

平成27年度決算状況……………2
村の出来事……………5
健康と福祉のひろば……………12
お知らせコーナー……………15

●特別会計決算の状況

(単位:千円)

会計名	歳入	歳出	差引額
国民健康保険	474,342	429,893	44,449
水道事業	187,801	184,150	3,651
聖高原別荘地地上権分譲事業	686	46	640
住宅団地分譲事業	9,146	0	9,146
下水道事業	215,273	210,007	5,266
介護保険	445,602	421,921	23,681
後期高齢者医療	43,782	43,480	302
観光事業	91,299	89,402	1,897

【歳出用語解説】 ※平成27年度実施した事業とともに紹介

商工費： 商工業や観光の振興などに使うお金
土木費： 道路や河川の整備、住宅建設などに使うお金



若者定住住宅



村道改良(下井堀地区)



村道改良(野口橋架替)

消防費： 火災や救急業務、消防団の運營業務などに使うお金

教育費： 学校教育・社会教育の充実のために使うお金



防災強化事業(小学校体育館天井改修)

公債費： 事業を行う為に借りたお金の返済金
諸支出金： 各種基金への積み立てなどに使うお金

●基金残高の状況(平成27年度末)(単位:千円)

財政調整基金	738,602	村営バス事業基金	9,907
農業構造改善事業基金	193,003	福祉基金	133,990
土地開発基金	145,506	水道事業基金	177,134
減債基金	126,675	観光事業振興基金	201,252
地域振興基金	52,901	教育施設整備事業基金	69,262
高等学校生徒奨学金基金	1,605	環境衛生事業基金	76,506
ふるさと水と土保全基金	10,000	介護保険支払準備基金	5,094
下水道施設整備基金	309,757	情報通信施設整備基金	78,319
国民健康保険支払準備基金	5,004		
		合計	2,334,517

議会費： 議会活動に使われるお金
総務費： 一般的な管理事務、企画事務、財政などに使うお金



備蓄倉庫整備



地方創生(花屋改修)



観光看板整備・シェーンガルテンおみ



民生費： 高齢者福祉、児童福祉、障がい者福祉の充実などに使うお金



敬老会

衛生費： 病気予防のための各種検診や、ゴミ処理などに使うお金



村の一日検査室

農林水産業費： 農林業の振興などに使うお金



村有林間伐事業

麻績村の財政状況について ～健全な財政状況を維持～

①麻績村の財政は黒字？

地方財政の黒字または赤字は、「実質収支」という指標によって示されます。

平成27年度決算の「実質収支」は1億3,413万6千円であり、麻績村の財政は黒字ということになります。

「実質収支」＝歳入総額(29億9,221万円)－歳出総額(28億5,081万4千円)－翌年度に繰越すべき財源(726万円)

②借金はどれくらい？

家庭における借金は、地方財政では「地方債」が該当します。

道路や公共施設などの整備には、多額のお金が必要となります。これをその年の収入だけで賄ってしまうと他の仕事ができなくなるため、地方債を活用して年度間の負担調整を図っています。

また、公共施設などは将来の世代も利用するものであるため、地方債には世代間の負担を公平にする役割もあります。

麻績村では、平成27年度末の地方債残高は22億9,670万円となっています。

③借金返済の負担状況はどのような？

家庭において、家や車のローン、クレジットカードで買い物をした支払いなどの借金返済額が、収入に占める割合として大きくなればなるほど家計は苦しくなります。

地方財政では、「実質公債費比率」という指標によって、収入に対する借金返済額の割合が示されます。借金返済の負担が多すぎないかをチェックする指標です。25%を超えると要注意状態、35%を超えると自主的に財政を立て直せない状態にあることとなります。

平成27年度決算の「実質公債費比率」は7.8%で、基準値を超えることはありませんでした。

今後もこの状態を維持できるよう、より一層、健全な財政運営に努めていきます。

●平成27年度決算に基づく麻績村の健全化判断比率

健全化判断指標		麻績村の数値	早期健全化基準 (イエローカード)	財政再生基準 (レッドカード)
実質赤字比率	村の会計における実質的な収支が黒字か赤字かを判断するための指標です。	赤字はありません	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	村の全会計の合計の実質的な収支が黒字か赤字かを判断するための指標です。	赤字はありません	20.0%	30.0%
実質公債費比率	村の通常的な収入に対して、一般会計などが負担する公債費及びこれに準ずる経費の大きさを示す指標です。	7.8%	25.0%	35.0%
将来負担比率	村の通常的な収入に対して、将来負担しなければならない借金などの大きさを示す指標です。	数値は算出されません (※現在村の抱える将来的な負担は、基金や交付税などの充当可能財源で全てまかなうことが出来ます。)	350.0%	
資金不足比率	村の公営企業会計における事業規模に対する資金の不足額の割合を示す指標です。	資金不足はありません	経営健全化基準 20.0%	



野口橋は、平成27年度に一億千百万円を投資して架替が完了しました。将来の財政負担を最小限に抑え、費用対効果を見極めながら、安心・安全な村づくりに向けた施策を進めていきます。

国道403号梶浦から上平地籍の道路改築工事が始まります

村内の国道403号については、長野県松本建設事務所による整備が順次行われていますが、今後おおむね5年間の予定で、梶浦地籍のチェーン着脱所から市野川方面への約300mの区間で、工事を予定しています。

この区間は、カーブで見通しが悪い上に道路が狭く、車の接触事故も起きている場所であり、村でも長年にわたり整備の要望をしてきました。

今年度の実施区間は、チェーン着脱所からの約70mの区間で工事が行われます。

道路を利用される方には、工事期間中ご不便をお掛けしますが、工事の完成にご協力をお願いします。



工事予定の国道403号

国道403号市野川一ノ坂地籍の道路改築工事完成について



長い間、ご不便をお掛けしていましたが、市野川の一ノ坂地籍の道路改築工事が、11月17日をもちまして完成となります。

急カーブが解消され、勾配も緩くなり、使いやすい道路となります。

工事完了まで引き続き御協力をお願いします。



松くい虫の被害拡大防止にご協力をお願いします

松くい虫被害により枯れてしまった木が家屋や道路等に倒れ、損害を与えてしまった場合は山林所有者の責任となる事例が発生しております。被害木処理が進むには相当な時間を要するため、倒木の危険性が高い枯損木については、適正な管理とご協力をよろしくお願いいたします。また、村では被害拡大防止のため、次のような事業を実施しています。

集団での被害

- ・危険木伐採事業…倒木の危険が高い箇所の伐採をします。
- ・樹種転換事業…マツから別の樹種への転換を目指します。

単体で点在している被害

- ・伐倒駆除事業…シートで覆い、くん蒸処理を行います。



伐倒駆除事業

集団化した松くい虫被害による危険木の伐採を行いました

村では、山林所有者と協力し、松くい虫被害によって倒木する可能性が高い、危険な枯損木の伐採を行いました。

本来、枯損木については所有者自ら適切な処理を行わなければならないところですが、現状のまま放置しておく、村道等の公道を通行する住民の生命及び財産に被害を及ぼす恐れがあるため、公道沿いの危険木について伐採を行いました。

村内いたるところで被害が拡大しています。今後についても、危険木伐採事業を行った女淵・砂原地区倒木による危険性や被害拡大防止を鑑み、山林所有者の協力を得られる箇所について、事業を進める予定としています。



危険木伐採事業を行った女淵・砂原地区

墓地・庭等の松くい虫被害防除対策に補助金が活用できます！

山林以外での松くい虫被害については、村の補助金が活用できる場合があります。

詳細については役場振興課林務係までお問い合わせください。

- (1) 被害木の伐倒処理をするための費用を一部補助
- (2) 被害予防のための樹幹注入をする場合の薬剤費用の一部を補助

※補助金を活用するには、必ず事前申請が必要になるのでご注意ください。

お問い合わせ先 麻績村役場振興課 林務係 TEL0263-67-3001



平成28年度若者定住促進住宅入居者募集について

平成28年度麻績村若者定住促進住宅建設工事につきましては、年内竣工に向け工事を進めております。近隣地区や村民の皆様にもご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

本年度は10棟の建設事業を進めており、先般5棟の竣工に合わせて募集を行い、5世帯の入居が決定しました。残り5棟につきましては、募集を11月下旬から12月の間で予定しております。

〈入居資格〉

- ①村外からの移住で、申込日以前6ヶ月間麻績村に住民登録をしていない方、若しくは村内に住所があり、住宅に困窮していると認められる方。
 - ②現に同居し、又は同居しようとする夫婦（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方、その他婚姻の予約者及びひとり親を含む。）である方。
 - ③入居時の世帯主の年齢が45歳未満、又は中学生以下の子どもを扶養する方。
 - ④入居決定後10日以内に住民異動届を麻績村に提出できる方
 - ⑤市町村税や地方公共団体の使用料等などの滞納が無く、家賃が滞りなく納付できる見込みのある方。
 - ⑥入居者、同居者、若しくは同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為などの防止法に関する法律に規定する暴力団員ではない方。
 - ⑦入居決定後、地域内の自治活動や環境美化活動に協力できる方
- ※以上①～⑦を全て満たす方が対象となります。

詳細その他お問い合わせは随時受付けていますので、振興課住宅係(TEL67-3001)までお問い合わせください。



若者定住促進住宅は、年内竣工に向け工事中です

遠山望・山川拓也デュオリサイタル

信濃観月苑では11月13日、サクソフォン奏者の遠山望さんとピアノ奏者の山川拓也さんを招き、デュオリサイタルを開催します。お二人の息の合ったセッションをお楽しみください。ゲストにはドラムスの山田和也さんをお迎えします。参加費は1,500円。

お問い合わせは信濃観月苑(TEL67-3933)まで。



おみ光のページェント



村観光協会では12月から2月にかけて、シェーンガルトンおみをイルミネーションで装飾します。イルミネーション点灯期間中には、「フォトコンテスト」や「婚活イベント」などの実施を予定しています。事業の詳細については改めてお知らせいたします。お問い合わせは聖高原観光案内センター(TEL67-2133)まで。

日頃から災害に備えて ～麻績村防災訓練を実施～

9月1日 麻績村防災訓練を実施いたしました。

今回の訓練では、麻績消防署の方々を講師に迎え、地震災害からの火災を想定し麻績小学校校庭へ避難いたしました。

避難後に初期消火訓練や消防団によるポンプ車を活用した放水等を行いました。

役場、小学校、保育園、福祉企業センター、共同作業所山ぼうし、消防団の関係者約220名が参加いたしました。



消防団による放水実演



真剣に訓練に取り組む参加者の皆さん

地区防災訓練を実施

9月4日叶里・高畑地区と和合・下田地区で地域住民が主体となった防災訓練が行われました。

叶里・高畑地区から52名、和合・下田地区から55名が各地区公民館へ避難し、避難手順等の確認や地域の危険箇所の確認等を行いました。またそれぞれの地区の状況に合わせて訓練も行いました。

叶里・高畑地区では「災害時住民支え合いマップ」の説明を受けました。

和合・下田地区では放水消火訓練と「ハイゼックス」を利用した炊き出しの説明と試食が行われました。



避難の様子



炊き出しの様子



支え合いマップの確認の様子

麻績村で初の「災害時医療救護訓練」

大規模災害が発生すると被害は市・村の枠を超えて拡がります。松本広域圏3市5村では全国で相次ぐ大規模地震の発生を踏まえ、9月4日合同で災害時医療救護訓練を計画、麻績村でも初めての「医療救護訓練」が行われました。当日の被災想定は糸魚川―静岡構造線断層帯北側を震源地とする震度7の大地震、医療救護所である筑北中学校には村内の医師、歯科医師、薬剤師、消防団員、日赤奉仕団など医療救護関係者が集まり、会場内を救護所に模様替えし、松本市に設置された広域災害対策本部や役場に設置された村災害対策本部と本番さながらの情報伝達訓練を行いました。

また麻績村の災害時のケア病院である相澤病院から派遣されたDMAT(ディーマット=災害派遣医療チーム)の職員が傷病者を重症度に応じて手当の優先度を定めるトリアージや医療救護についての講習を行い、参加者は災害時の医療救護活動について認識を新たにしています。



簡易ベッドの組み立ての様子

地方創生加速化交付金を活用し農業体験ツアーを実施

9月17、18日に「信州麻績村農業体験ツアー」を実施しました。東京都・神奈川県を中心に38名が来村され、2日間に渡り農業体験をされました。

天候がすぐれない中での開催となりましたが、それでも参加者の皆様に自然豊かな麻績村の魅力を堪能していただくことができました。

1日目はNPO法人「おみごと」の水田で稲刈り・結束・はぜかけを体験。

参加者からは「豊かな田園風景の中で農作業体験をすることで、少年時代の故郷の記憶を思い出した。」との声も聞かれました。



真剣な表情で「はぜかけ」



田んぼで皆さんと記念撮影

2日目は地域交流センターにておやき作り・そば打ちを体験していただきました。

おやき作りは「合同会社麻績おやきの会」、そば打ちは「そば打ち宮元」宮川和平さんにご指導いただきました。

参加者の皆さんが作ったおやきとおそばは、その日の昼食として振る舞われました。



麻績おやきの会の皆さんの指導でおやき作り



宮川和平さんのレクチャーを受ける参加者

新教育長に飯森力氏

麻績村教育委員の任期満了に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正による、教育長と教育委員長を統合した新教育長に現教育長の飯森力氏が任命されました。

また、教育委員は中條勝夫氏が再任(任期4年間)されました。教育長の任期は、10月1日から3年間です。



新教育長に任命された
飯森 力 氏

地域おこし協力隊に新メンバー

9月12日より地域おこし協力隊の農業研修生として活動させていただく山崎健司と申します。出身は愛知県の東海市です。

農業は全くやった事はありませんが、これからの活動で多くの事を学び経験していきたいと思っています。

麻績村での生活に早く慣れたいとは思いますが、色々と分からない事があり迷惑をお掛けするかもしれませんが、よろしくお願いします。



山崎 健司 さん

宝くじ助成事業で祭典用具を整備

一般財団法人 自治総合センターが行う宝くじの社会貢献広報事業は、地域の住民の方が自主的に行う活動や施設整備に活用され、地域のコミュニティ活動(地域共同体での活動)の充実をはかっています。

麻績村でも、毎年祭典用職の整備・地区の防犯灯・除雪機の導入などが整備されていますが、このほど小東地区で秋葉社の職建て用ポール四本の整備がなされ、9月に行われた祭典の際に披露されました。

これにより地区の方々の負担が軽減され、次の世代への伝承がさらに期待されます。



整備された小東区の職建て用ポール

「若葉のふるさと協力隊」麻績での生活を体験

村ではこのほど農山村に興味・関心を抱く若者の短期派遣制度である「若葉のふるさと協力隊」の受入を行いました。

この事業は桑岡の地区支援を中心に活躍する「緑のふるさと協力隊」の派遣先である地球緑化センターが主催するもので、東京・千葉・愛知からの男女4名が10月6日から10日までの間、農作業や地区との交流・イベントの参加など様々な体験を通じ、麻績での生活を過ごしました。

宿泊は、寄っといで麻績宿と緑のふるさと協力隊の山本隊員の自宅に分かれ、初めての土地で慣れない自炊をし、やや疲れた表情を見せながらも、「地域の特色や、村の人の雰囲気を感じ取ることができた」、「観光客として来ただけでは味わえない貴重な体験が出来た」など、充実した様子で日程を終えました。



そば屋の看板娘として奮闘する
若葉のふるさと協力隊隊員
(月の里収穫祭)

第18回 月の里収穫祭が開催されました

麻績村秋の総力結集イベント！第18回月の里収穫祭が10月9日(日) 午前10時より、シェーンガルテンおみ特設会場で開催されました。

今年も大テント村では、地元団体協力によるおいしい食べ物や体験ブースの他、子どもたちによる聖太鼓の演奏、アドバルーン富くじ、万年豊作ゲーム、アンパンマンショー、大久保ノブオ(ボカスカジャン)スペシャルライブ、大抽選会など楽しい企画が繰り広げられ、村内外からお越しの多くの皆様楽しんでいただきました。



今年も多くの皆様にお越しいただきました



りんごの皮むきゲーム



子どもたちによる聖太鼓の演奏

【麻績の熱い夜!第27回サマーナイトフェスティバル開催】

第27回サマーナイトフェスティバルが8月6日(土) 午後3時から、麻績村役場駐車場特設会場で開催されました。

飲食ブースに楽しいゲーム、ステージでは、かわいいちびっこ消防団発足式と避難訓練のうたのパフォーマンス、迫力満点の聖太鼓子供連、筑北中学校生徒による「筑中ソーラン」演舞と、麻績小学校金管クラブの演奏が会場を盛り上げました。

同時開催の麻績村消防団・ミニ防災フェアでは、災害現場で活躍する消防車両の展示も行われました。

夕方からは「虹の女神の宝石・イリスビジュア」の魅力あふれるダンスパフォーマンス、シンガーソングライター「清水まなぶ」さんによるアコースティックライブをお楽しみいただき、フィナーレは大抽選会と、夏空を彩る迫力ある花火で締められました。



今年も大盛況でした

地域づくり支援員・地域おこし協力隊退任者のお知らせ

8月31日をもって、地域づくり支援員の沢木亜有さん 地域おこし協力隊の田中美沙さん・中嶋美紅さんが退任をいたしました。

沢木さんは約4年間、田中さんは3年、中嶋さんは約2年半麻績村で伝統工芸に携わり、様々な事にチャレンジしていただきました。

これからのご活躍をお祈り申し上げます。

地域の皆様にも、事業にご理解いただき、快く受け入れていただいておりますことを感謝申し上げます。

引き続き地域おこし協力隊事業にご協力よろしくお願いたします。

『歴史町並みを残すために～善光寺街道 麻績宿の町並み保存～』その④

国の補助金を活用し修繕・保存ができた旅籠「花屋」

今回は、江戸時代の庶民の旅について発見された資料から解説します。



※白井 長三氏が「道中細見定宿帳」から取り出し拡大鑄刻した麻績宿周辺の絵図

上図解説

松本方面からやってきて下井掘の出口には街道の両側に二つの大きな●印があって、ここに一里塚があったことを示している。

麻績宿に入ると道幅が広がり、川には石橋がかかっている。

丸囲みの花屋平右衛門の上の▲は旅籠の印で、麻績を大きく四角で囲んで宿場を表している。

再び道が細くなって市の川を過ぎて猿ヶ馬場峠にさしかかると弘法清水茶屋があって、それを過ぎると筑摩郡と更科郡との境が描かれ、その先に「さるがばば・火打石」がある。

『旅行用心集』文化七年(1810)

麻績を通る善光寺街道には、荷物の運搬で動物を頼りにする中馬、牛稼ぎ、背中や天秤棒で荷物を運ぶ行商人、手紙・金子・為替・小荷物も扱った町飛脚が通った。さらにこの道には商人・職人・回国巡礼の旅人・御師・ごぜ・浪人・座頭・越中の薬売りなどが旅をし、諸国からの御師・神主・修験者などが勧化（寄付金集め）のために歩いていた。

それらの江戸の旅行者が旅に持参した旅行の情報書も花屋に残されている。文化七年に八隅蘆菴が書いた「旅行用心集」である。庶民のために書かれた旅の心得書で、当時の旅行ブームによって発刊と同時にベストセラーとなった。旅行の安全の守り方、旅行の楽しみ方を六一か条にまとめ、道中日記のしたため方や旅行での所持品、全国の街道の道順や二九二か所の温泉も紹介している。

※「旅行用心集」の中の毒蛇・毒虫への
そなえをしるした箇所。
図解入りで分かりやすい。



お問い合わせ先 役場 村づくり推進課 TEL 0263-67-3001

健康と福祉のひろば

村の一日検査室実施について

日時 平成28年12月3日(日) 午前10時～午後2時

場所 麻績村役場 保健センター1階・2階

詳しくは、各家庭に配布されるチラシを、ご確認ください。

実施項目	内 容	料 金	受診方法等	事前予約
休日がん検診	・肺CT検査 ・乳房エコー検査	2,500円 1,500円	事前・追加申し込みのあった方に、ご案内通知を発送します	必 要
採血によるがんリスク検査	・前立腺がん検査(PSA検査) ・胃ピロリ菌抗体検査 ・B型 C型肝炎検査	各500円	11月7日(月)から電話による申し込みを受け付けます	
GO! GO! (ゴーゴー)健診	・45歳・55歳・65歳になる方を対象にした、生活習慣病のチェックができる血液検査他	1,000円	対象者の方にご案内通知を発送します	
国保特定健診 (検査のみ)	・国民健康保険加入者の方の健康診査	1,000円	28年度まだ健診を受けていない方にご案内通知を発送します	不 要
糖尿病リスク検査	・簡易血糖検査	無 料	当日お申込みください	
健康チェックコーナー	・超音波骨密度測定 ・足裏バランス測定(フットルック)		当日整理券を配布します	
体力測定コーナー	・握力などの簡単な測定で、体力年齢が分かります		当日お申込みください。通所リハビリセンター「ひろば」の理学療法士さん・作業療法士さんが測定します	

* 献血車による献血があります。ご協力ください。

* 送迎が必要な方は、前日までにお申込みください。(役場 住民課 TEL67-3001)



昨年開催時の様子

高齢者用肺炎球菌ワクチン定期予防接種 平成28年度接種対象者の皆さんへ

※今年度の対象者は
右記の方です。

対 象 年 齢	65・70・75・80・85・90・95・100歳 ※平成29年3月末までに上記年齢になられる方
予約・接種期間	平成28年5月1日～平成29年3月31日まで
接 種 費 用	2,000円

予防接種を受けるには本人確認のため、通知に同封したピンク色の「接種券」が必要です。接種券を紛失された場合は再発行いたします。過去に自分で受けた方は対象になりません。接種の補助は1回のみです。今年度の対象者が今後対象になることはありません。この機会を逃すことなく予防接種をお受けください

B型肝炎ワクチン定期予防接種化のお知らせ

平成28年10月から予防接種法の改正により、B型肝炎ワクチンが定期予防接種となりました。対象となる方は平成28年4月1日以降に生まれた1歳未満のお子さんです。詳細は表をご覧ください。

対象年齢	平成28年4月1日以降に出生した児で、1歳になるまで
標準接種期間	生後2ヶ月～9ヶ月
接種回数	3回(1回目の接種から3回目の接種までに約6ヶ月間かかります。)
接種間隔	1回目の接種から27日以上の間隔をおいて、2回目の接種をした後、第1回の接種から139日以上の間隔をおいて3回目の接種

- 1歳になる前に3回の接種を終える必要があります。1歳になってしまうと、定期接種の対象外となります。スケジュールをよくご確認ください。予防接種を受けるようにしてください。
- 平成28年度以前に生まれたお子さんは対象になりませんので、ご注意ください。
対象となるお子さんには個別通知いたしますのでご確認ください。



医療機関での個別接種の様子

Q. B型肝炎とはどんな病気ですか？

A. B型肝炎ウイルスの感染により起こる肝臓の病気です。

詳しくは下記をお読みください。

- ・ B型肝炎ウイルスへの感染は、一過性の感染で終わる場合と、そのまま感染している状態が続いてしまう場合(この状態をキャリアといいます)があります。キャリアになると慢性肝炎になることがあり、そのうち一部の人では肝硬変や肝がんなど命に関わる病気を引き起こすこともあります。
 - ・ ワクチンを接種することで、体の中にB型肝炎ウイルスへの抵抗力(免疫)ができます。
 - ・ 免疫ができることで、一過性の肝炎を予防できるだけでなく、キャリアになることを予防でき、まわりの人への感染も防ぐことができます。
- ※予防接種を受けても、お子さんの体質や大調によって免疫ができないことがあります。

65歳以上の方を対象としたインフルエンザ定期予防接種(補助)のお知らせ

村では「65歳以上の方を対象としたインフルエンザ定期予防接種」を行います。接種を希望される方には、接種料金の補助があります。

対象者	接種日に麻績村に住所があり、65歳になられている方
助成期間	平成28年10月1日から平成29年1月31日まで
自己負担額	2,100円(医療機関窓口でお支払いください) ※接種できなかった場合は 問診料等 920円が自己負担となります。

実施医療機関

1. 筑北地域の医療機関

- | | |
|----------------------|--------------------|
| ◆玉井医院 (TEL67-2231) | ◆鳥羽医院 (TEL66-2435) |
| ◆筑北村診療所 (TEL67-4115) | ◆松林医院 (TEL66-2008) |

2. 県内の筑北地域以外のかかりつけ医療機関

3. 入院中・入所中の医療機関

(筑北地域以外の医療機関で受けられる方は、事前に役場まで予診票等、受診に必要な書類を取りにお越しく下さい。)

※詳しくは配布した通知、もしくは役場 住民課、保健師までお問い合わせください。

～献血のお願い～

麻績村では下記の日程で「400^{ml}限定献血」を実施いたします。血液は長期保存することができません。今後の安定供給のためにも、特に若い世代の献血への理解とご協力が必要です。日本の少子高齢化が進んでいくと、将来の血液安定供給に支障をきたす恐れがあります。皆さんの献血へのご協力をよろしくお願いいたします。

日時	12月3日(土)
時間	①10:00～12:00 ②13:00～15:00
場所	麻績村役場
対象	体重50kg以上で 男性17歳以上 女性18歳以上の方



※村の一日検査室と同時開催

「キミに救えるいのち、キミがつなぐ未来」

臨時福祉給付金の申請はお済みになりましたか？

～「平成28年度臨時福祉給付金」と「年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)」の申請受付期間は12月15日(木)で終了いたします～

国では、今年も「平成28年度臨時福祉給付金」と「年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)」を臨時的な給付措置として実施しております。麻績村では給付金の支給対象となる見込みの方に9月に個別通知を発送いたしました。申請書の受付期限は12月15日(木)です。

該当される方は、なるべく早く麻績村役場窓口まで申請の提出をお願いいたします。(郵送もしくは持参)

◎申請のお問い合わせ・連絡先

役場 住民課 臨時福祉給付金担当 TEL67-3001



精神保健相談のお知らせ

うつや引きこもり(不登校を含む)、認知症やアルツハイマーなどに関する内容について、精神科医師が相談にあたります。

相談には予約が必要です。相談日の3日前までに、住民課保健師までお申し込みください。

また、ご自宅への医師の訪問や相談希望者の保健センターまでの送迎など、相談場所等については可能な範囲で対応いたしますので、申し込み時にご相談ください。

日程 平成28年12月2日(金)、平成29年2月22日(水)

(年度当初予定の1月31日の相談は医師の都合により、2月22日に変更になりました。)

日程は医師の都合で変更にあることがあります。その場合は広報無線でお知らせいたします。

相談時間 午後1時30分から4時30分まで

会場 麻績村保健センター

【お問い合わせ】 役場 住民課 保健師 TEL67-3001

お知らせコーナー

事業者・従業員の皆さま

平成30年度から、原則全ての事業者が個人住民税の特別徴収義務者に指定されます！

地方税法において、従業員の個人住民税は、所得税の源泉徴収義務のある事業者が、個人住民税の特別徴収義務者として毎月従業員※1に支払う給与から差し引き、従業員に代わって納税いただくことが原則となっています。(個人住民税の特別徴収)

※1 原則として、アルバイト、パート等を含む全ての従業員です。

長野県と県内全77市町村は、平成30年度から全県一斉に、原則として所得税の源泉徴収義務のある全ての事業者を個人住民税の特別徴収義務者に指定することにより、個人住民税の特別徴収を徹底します。

現在、特別徴収を行っていない事業者の皆さまは、特別徴収の実施準備をお願いします。

なお、次の理由(①～⑥)に該当する場合は、当面、例外として特別徴収を行わないことができますこととしますが、給与支払報告書を提出いただく際に所定の手続きが必要となりますので、御留意ください。

- | | |
|-------------------|---------------------------------------|
| ①総従業員数※2が2人以下の事業所 | ※2 ②～⑥に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数 |
| ②他の事業所で特別徴収されている方 | |
| ③給与が少なく税額が引けない方 | ⑤事業専従者(個人事業主のみ対象) |
| ④給与の支払が不定期な方 | ⑥退職者又は退職予定者(5月末日まで) |



【お問い合わせ】 長野県庁市町村課 TEL026-235-7068 役場 総務課税務係 TEL67-3001

太陽光発電設備に係る固定資産税の申告について

個人又は法人で所有されている村内にある太陽光発電設備の内、下記に該当する場合は固定資産税の課税対象となります。

下記に該当する太陽光発電設備を所有されている方は、毎年1月末日までに固定資産税の所有状況を役場税務係へ申告していただく必要があります。

申告に関してご不明な点等ございましたら、役場税務係までお問い合わせください。

固定資産税課税対象となる太陽光発電設備

所有者(設置者)	発電出力 10kw未満	発電出力 10kw以上
個人の住宅用	× 申告は不要です	○ 申告が必要です
個人の事業用	○ 申告が必要です	○ 申告が必要です
法人	○ 申告が必要です	○ 申告が必要です



※10kw以上の太陽光発電設備は事業用資産となり、課税対象です。

※余剰売電・全量売電の契約に関わらず事業用資産の発電設備は課税対象です。

お問い合わせ 役場 総務課税務係 TEL67-3001

予約制による年金相談のご案内

松本年金事務所では、予約制による年金相談を実施しておりますので、ぜひご利用ください。

○予約申請方法

- ・年金相談のご予約は、相談希望日1カ月前からお電話又は年金相談窓口でお受けいたします。
- ・ご予約を受ける際には、相談者及び配偶者氏名、基礎年金番号、電話番号、相談内容等について確認させていただきます。

○予約申し込み電話番号

松本年金事務所お客様相談室 TEL0263-32-5822

※電話の受付時間は8:30から17:00までです。(土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く)

遊休農地の拡大防止と解消に向けて

9月から行われた農業委員会による「農地パトロール」で「遊休農地*1」と判定された農地について、「利用意向調査*2」を行います。

「利用意向調査」では、「遊休農地」をどうするかについて「意向の表明*3」をしていただきます。

今後「利用意向調査」で表明した意向どおりのことをしない、調査に応じない等の場合は、固定資産税の評価額が増加する場合がありますので、調査にご理解、ご協力をお願いいたします。

詳しくは下記までお問い合わせください。

- ※1 「1年以上耕作されていない」又は「今後も耕作される見込みのない」農地
- ※2 各地区の農業委員による「訪問」や「郵送」により実施する予定です。
- ※3 「遊休農地」と判定された農地について「自ら耕作する」・「借り手を見つける」等の選択肢から選んで回答をしていただきます。



住まい・建物の「耐震化」個別相談会を開催します

村、県、耐震診断士による住まい・建物の耐震化に関する個別相談会を開催します。ご自宅の耐震性に不安をお持ちの方や、耐震改修工事にご興味をお持ちの方など、この機会に是非ご相談ください。参加無料です。

開催日	相談受付時間	会場
11月3日(木・祝)	10:00~15:00	麻績村役場第1・第2会議室

○対応する者

- ・村職員、松本地方事務所建築課職員、耐震診断士

○対象とする方

- ・昭和56年以前の住宅にお住まいの方で耐震性に不安を感じている方
 - ・住宅以外の建築物について耐震化をお考えの方
 - ・耐震リフォームを手掛ける工務店の方
 - ・地震時の家具などの転倒に不安がある方
- など、住宅・建物の耐震化に関する相談をご希望される方などどなたでも結構です

○申込み方法 事前申し込みは不要です(当日会場にお越しください)

○持ち物 住宅の間取り図などがあればお持ちください

○相談内容

- ・住宅等の耐震化の流れについて(耐震診断から耐震改修まで)
- ・住宅等の耐震診断・耐震改修の補助制度について
- ・耐震改修設計費の見積りについて
- ・税制の優遇措置の概要について
- ・地震保険の概要について
- ・その他、住宅や住宅以外の建築物の耐震化に関する内容全般について

○お問い合わせ 役場 振興課住宅係 TEL67-3001 松本地方事務所建築課 TEL40-1935



神城断層地震で被災した建物



熊本地震で被災した建物

防災行政無線などを用いた全国一斉の緊急情報の伝達試験

実施日時：平成28年11月29日(火) 午前10時00分ころ

麻績村では、地震・津波や武力攻撃などの災害時に、全国瞬時警報システム(Jアラート)^(※)から送られてくる国からの緊急情報を、さまざまな手段を用いて確実に皆様へお伝えするため、防災行政無線を用いた緊急地震速報の情報伝達の訓練を行います。

試験内容

村内30か所に設置してある防災行政無線から、次の放送内容が一斉に放送されます。

【放送内容】

「これは、テストです。」(3回繰り返し)続いて「こちらは、こうほうおみです。」防災行政無線チャイム



(※)Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から市区町村へ、人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

(※)麻績村以外の地域でも全国的にさまざまな手段で情報伝達訓練が実施されます

【お問い合わせ】 役場 総務課 TEL67-3001

財務省関東財務局長野財務事務所の 相談窓口です!

長野財務事務所では、財務省の総合出先機関として、地域の皆様からのご相談を、無料で受け付けております。

一人で悩まないで、迷わずご相談ください。

○だまされないで!危ない投資勧誘!

TEL026-234-5125

○借金のご返済でお悩みはありませんか?

TEL026-234-2970

熊本地震災害義援金について お知らせ

本年4月より役場・交流センターにおいて受付をしておりました「熊本地震災害義援金」を9月末で集計させていただいたところ、以下のとおりとなりました。

義援金額中途集計…351,777円

多くの皆様のご協力ありがとうございました。

義援金は、日本赤十字社長野県支部を通じ被災者の方々の支援に使わせていただきます。

引き続き、平成29年3月まで役場に置いて義援金の受付を継続しておりますので、皆様のご支援をお願いいたします。

東京オリンピックをかたる詐欺の注意について

東京オリンピックの開催決定に伴い、「オリンピック財団などと名乗りオリンピックの入場券がもらえるなどと持ちかけられ事業投資や株売買の勧誘を受けた」などの相談が全国の消費生活センターに寄せられています。東京オリンピックの入場券やチケットはまだ販売されていません。

オリンピック財団等やその関係者と名のる者から東京オリンピックのチケットの申し込みや購入等に関する電話があっても、すぐ電話を切るなどして絶対に応じないようにしましょう。

【お問い合わせ】 長野県消費生活センター TEL0263-40-3660

**必ずチェック
最低賃金**

平成28年10月1日から適用です。

長野県
最低賃金は

「時間額 770円」

松本労働基準監督署 TEL0263-48-5693

【裁判制度】まもなく名簿記載通知を発送します

裁判員候補者名簿は、市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿からくじで無作為抽出した名簿を基に、全国の地方裁判所で作成されます。

平成29年の裁判員候補者名簿に登録された方には、本年11月中旬に名簿に登録されたとの通知が送られます。

これは、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えするもので、この段階では具体的な事件の裁判員候補に選ばれたわけではありませんのでご注意ください。

ご理解、ご協力のほど、よろしく申し上げます。

お問い合わせ 長野地方裁判所事務局総務課庶務係 TEL026-403-2008

司法書士による「養育費集中相談会」を実施します(相談無料)

司法書士による「養育費集中相談会」を実施します(相談無料)

相談方法：下記会場における電話相談又は面談相談

①電話相談

日 時 平成28年12月8日(木)～12月10日(土)
午前10時～午後3時

電話番号 TEL0120-448-788

②面談相談(要予約)

日 時 平成28年12月10日(土)
午前10時～午後3時

相談会場 長野県司法書士会館2階
(長野市妻科399番地)

予約電話 TEL026-232-7492

お問い合わせ

長野県司法書士会 TEL026-232-7492

11月11日は「介護の日」です

介護をされているご家族や専門職の皆さんに、暖かく感謝の気持ちを伝えていくために、平成20年から11月11日が「介護の日」とされています。

今年度は、「長野県介護の日県民のつどい」が以下のとおり開催されます。

日時：11月11日(金) 10:00～6:00

場所：長野市若里市民文化ホール

内容：介護ロボットの実演・展示、日常的介護技術の演習、介護相談、福祉機器・用品等の展示など

お問い合わせ

長野県「介護の日」普及委員会事務局
TEL026-228-5005

長野技術専門校 平成29年度入校生を募集します

訓練期間：1年間

募集科：機械加工科、電気工事科、画像処理印刷科、木造建築科

応募資格：高等学校卒業(または同等)以上の方

願書受付期間：平成28年11月4日(金)～11月21日(月)

選考日：平成28年11月28日(月)

願書提出先：長野技術専門校又は最寄りのハローワーク

お問い合わせ

長野技術専門校 TEL026-292-2341

税を考える週間

11月11日(金)～17日(木)は「税を考える週間」です。

今年のテーマは「暮らしを支える税」。講演会や租税教室などに参加して、税の役割について考えてみませんか？

お問い合わせ

松本税務署
TEL0263-39-3272

「土地家屋調査士の行う無料相談会」を開催

実施日：平成28年11月20日(日)

場所：松本勤労者福祉センター大会議室

時間：13:00～16:00

相談内容：土地の境界に関するトラブル、土地建物に関する登記等のこと

お問い合わせ

長野県土地家屋調査士会 TEL026-235-4566



議会だより

No.122

☆9月定例会	19
☆麻績村で議員大会	20
☆一般質問	21
☆決算審査の意見書	24
☆議員活動報告	26

発行 麻績村議会
編集 議会編集委員会
〒399-7701
長野県東筑摩郡麻績村麻3837番地
電話0263-67-3001
FAX0263-67-3094

9月定例会

9月定例会は、9月7日から14日までの8日間の会期で開催された。

第1日目は、村長報告2件、諸般の報告1件、決算認定案件9件、条例改正議案2件、平成28年度補正予算議案9件の上程を行い、宮下利秀会計管理者から決算状況説明、花岡興男代表監査委員が決算審査意見書の報告を行った。本会議終了後条例改正議案と補正予算議案の詳細説明のための議会全員協議会を行った。陳情2件を社会文教委員会会后日審議した。

第2日目は、5名の議員が登壇し一般質問を行った後、陳情2件についての審議の結果、採択との報告を塚原利彦社会文教委員長が行った。

第3日目は、第1日目に上程した決算認定案件9件と条例改正議案2件、平成28年度補正予算議案9件の審議・採決を行い原案の通り可決した。

また当日提出された人事案件3件と議員から提出された発議3件の上程を行い、審議・採決を行い原案通り可決した。

諸般の報告

○議員派遣結果報告

平成27年度 歳入歳出決算認定

○一般会計

○国民健康保険特別会計

○聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計

○住宅団地分譲事業特別会計

○下水道事業特別会計

○水道事業特別会計

○介護保険特別会計

○後期高齢者医療特別会計

○観光事業特別会計

条例改正

○公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正

○特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

○教育委員会委員長の任命に同意

○教育委員会委員の任命に同意

予算の補正

○一般会計補正予算(第2号)

○国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

○聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算(第1号)

○住宅団地分譲事業特別会計補正予算(第1号)

○下水道事業特別会計補正予算(第2号)

○水道事業特別会計補正予算(第2号)

○介護保険特別会計補正予算(第1号)

○後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

○観光事業特別会計補正予算(第1号)

○教育委員会委員長の任命に同意

人事案件

○教育委員会委員の任命に同意

○教育委員会委員の任命に同意

命に同意

中條 勝夫氏
○麻績村固定資産評価審査委員会委員の選任に同意

若林 基宜氏

議員発議

○子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める長野県への意見書提出

○私立高校に対する公費助成を求める意見書の提出
○議会議員の派遣



災害現場を確認

陳情の委員会審議結果

○子ども・障がい者等
医療費窓口無料化を
求める長野県への意
見書提出

見書提出に採択した。
○私立高校に対する公
費援助を求める意見
書提出

福祉医療の無料化の
対象は各市町村によっ
て異なりますが、長野
県では医療費を支払っ
た後一レセプト当り5
00円を差し引いた金
額が口座に振り込まれ
る自動給付方式になっ
ています。窓口無料化
をしている県もあり、
無料化実施に向けて意

私学に通う生徒にも
「就学支援金」が支給
されるようになりまし
たが、多くの保護者の
学費負担は公立高校と
の学費差をなくしてほ
しいと願っています。
公教育の一翼を担う私
学振興のために要望す
ることに採択した。

臨時議会開催

第3回臨時議会が9月29日開催された。
内容は次のとおり。

第3回臨時議会

議案は1件で原案ど
おり可決された。
平成28年度麻績村人
口降雪機購入契約につ
いて

契約金額
10,800千円
契約者
樫山工業株式会社

麻績村で議員大会

第67回東筑摩郡村議
会議員大会が9月2日、
麻績村地域交流センター
において開催され、前
年度大会決議事項の処
理状況の報告の後、各
村から議案を提出し、
協議の結果全議案採択
することに決議された。
当村からは、交通安
全対策（国道403号
本町〜明治町間・主要
地方道丸子信州新線本
町地区内）の歩道設置
についてを議案として
提出し、宮下仁雄議員
が趣旨説明をした。

歩車道が分離されて
いないこの二路線は医
療機関、事業所、店舗、
金融機関、小・中学校
郵便局など多くの住民
が利用するきわめて重
要な生活道路であり、
悲惨な交通事故等の起
きないよう安全で安心
して生活できる道路整
備の充実を早急に促進

されるよう強く要望し
た。
決議された議題は、
東筑摩郡村議会議長会
において県及び県議会
に要望する予定です。
また、議事に先立ち
大会宣言がされ、地方
交付税制度の維持、地
方行財政制度の構築を
すべきであることを確
認し決議した。
講演会では旧本陣の

白井良雄氏に「旧本陣
白井家と麻績」と題し
て、戦国時代の麻績か
ら篠ノ井線の誘致、草
木染の復興、若山牧水、
竹久夢二とのつながり
等、地域
づくりについて求
められる
役割を拜
聴した。



趣旨説明を行う宮下仁雄議員



議員大会 白井良雄さんの講演

一 般 質 問

質問議員 5名

坂口 和子 小山 福績 塚原 利彦
 塚原 義昭 峰田 昶

質問事項 (本号掲載以外のもの)

- 地域循環型堆肥化施設の今後の方針は……………小山 福績
- 小さな産業づくりについて……………塚原 利彦
- 防災教育、学育、他教育については
- 食育推進計画について現状は……………峰田 昶

麻績村振興計画(平成25~34年)と基金の活用は

30年度以降の後期振興計画は次年度中に見直し財源計画を立てる



坂口 和子 議員

問 平成19年度~27年度の9年間の内、22年度~24年度の3年間は基金の取り崩しは全く無く、25年度~27年度には7億円の基金積み立てがされている理由

答 19年度~21年度は、まちづくり交付金事業、放課後児童クラブ、庁内システム整備、観光施設整備で基金の取り崩しをした。25年度~27年度は若者定住事業、街路灯整備水路改修事業で積み立てて取り崩した。

問 今後の財政調整基金の積み立て計画は。

答 起債や補助金制度の活用が不透明な大型事業について、庁舎内で協議する。

具体的には、穂高広域の負担金・ため池水路を含めた防災事業・森林整備事業・村の遊



聖レイクサイド館での「おみもの市」

休施設の解体・地区の防災避難所施設・築20年を経過している役場庁舎を含め、公共施設の劣化と長寿命化計画等、次年度で後期振興計画に基づいて財政計画を立てる。

問 村の伝統文化等、伝統工芸、紙すき、染色、織物など協力隊が今日まで築いてきた事業をより発展させるための基金の活用は考えるか。

答 麻績村伝統文化を継承する村おこし事業として、地域おこし協力隊のみならず、麻績村の中で幅広い活動ができるように支援する。その財源は必要があれば基金の活用も考慮するが、現段階では多くの制度の活用が可能なので、それを中心に考えている。

麻績村小・中学校の将来のビジョンは

現時点では明確に答えられない

小山 福績議員



問 本年8月10日に筑北村教育委員会は、関川村長へ保育園、小中学校に関する提言書を提出した。内容は、筑北と坂井の2小学校は早急な統合が必要。筑北中学校に通う生徒は、小学校の統合にあわせて段階的に聖南中学校へ通わせる。麻績村として、組合立（筑北中）が解消された時の対応は、小中一貫教育の計画はあるのか。村立中学校になった場合の財政的シミュレーションは出来ているのか。

答 麻績村、筑北村の学校統合問題は、平成23年8月に子供達を主役にした、より良い教育環境の整備など5つの基本理念をもとに両村の話し合いが始まり、

平成24年3月には両村長からの統合案が示された。麻績村では、概ね了解を得られたが、筑北村では厳しい、難しい状況となった。8ヶ月後に話し合いは再開されたが進展はなく、村長選などにより中断となった。その後、筑北村では関川村政がスタート、学校統合は筑北村だけで進めたいと申し出があり、両村の話し合いは途絶えている。筑北村単独でやるとの結論になれば、麻績村は麻績村としてやらざるを得ない。その場合は小規模だから出来る質の高い教育を実践すべきと考えている。小中一貫教育も当然検討されると思っている。村単独での中学校運営は、現状の想定では生徒数減少に伴う交付税の減等、財政的には厳しさを増すが、教育は百年の計、次代を担う子供達のために最大限努力していく考えである。

若者定住促進住宅入居者の子育て後の定住に対する方針は

販売できる住宅も考えたいが、今はその検討段階では無い

塚原 利彦議員



問 若者定住促進住宅は条例で入居許可期間があり、基本的に子育て期間中となっているが、子育て後の定住に対する方針は。

答 一定期間賃貸後に販売できる、そんな住宅の建設も必要かとも考えるが、今は検討段階ではない。まずは進行中の住宅の完成や周辺整備事業を進める事を優先して行っていく。

問 村が重要施策とする都市との交流・農業志向の若年層の受入れ、農業での生計確立について、村内の状況を見ても現実味が感じられない。展望はどのようなか。

答 農業振興に向け始めた農業法人の事業が移住者の就労の受け皿になればと期待している。

る。また少数だが、テレワーカーの受入れとそれによる地元雇用への寄与にも期待したい。

問 定年後農業を志向する世代の受入れについてはどう考えるか。

答 地域農業の活性化と言う面では難しい。また、福祉・医療・介護等、費用の増大など厳しい面が多く、積極的に進めるという考えはない。

問 村政の課題について、村民参加による提案・提言・協働等のできる、場作りが必要ではないか。

答 本町地区で、若い人達を交えて交流会が実施された。このような、地域の特性を活かしたふれあいの充実が一番だと思う。他の地区でもぜひ実践していただきたい。また地域懇談会での提言やご意見も、村政に役立てていく。新たな場を設けることについては、今のところ考えていない。

高齢者対策等活動し易い集落支援策を

高齢者に優しい村として検討する

塚原 義昭 議員



年度当初の
事業方針に関して

問 集落支援として、元気な村の源である集落活動をより活動しやすい支援策の検討を。

(高齢者対策を)

答 高齢者に優しい村づくりとして、地区懇談会でも提言を頂いている。早急に対応すること、又新年度事業での検討も進める。

問 麻績村創世の為、住民と行政が知恵を出し合い個性ある地域創世の取り組みは。

答 主要事業等最近は住民の理解、協力で進めている。従前のように行政が一方的に進めるだけでなく地域住民の力を得て進めていく。
問 将来に向けての永住者増加への新たな事業の検討は。

答 現在進めている移住環境の整備、子育て、教育施設の充実等さらなる拡充、進化を行うと共に、新しい考え方の事業も進めていく。詳細なる計画は、次年度予算編成に向けて具体化する。

問 地域農業活性化策(NPO法人への支援遊休荒廃地の抑止・農業担い手育成)の現況は。

答 法人の職員体制充実、JA・関係住民の協力を得て取り組んでいる。法人の主目的である荒廃地抑止に向けて、あらゆる制度の活用、新品目の研究に取り組み。担い手育成は、地域おこし協力隊五名が農業に向き合い農業の厳しさを感じている。
問 行政改革の進捗状況は。

答 計画的な人件費の縮減、箱物づくりを極力抑え、住民要望には真に必要なもの選択に心がける。大型事業は、将来にツケをのこさないことを考慮する。

学校を始め村施設の安全確保策は

国・県の指導・指針等に従った対策と防犯カメラの設置等で犯罪抑止に努めている

峰田 飛 議員



問 学校他村施設への不法侵入者に対する対策は。

答 小中学校は開放型のため、地域の皆様に気軽に立寄り関心を深め(目を光らせ)ることで犯罪抑止にむずびつけていた。具体的な行動は学校経営計画の内、不審者対応策を整えている。

保育園では、不審者対応として「合言葉」等で確認対応が可能になっている。夜間は警備会社にて警備委託をしている。

問 特殊詐欺や悪質な訪問販売への対策は。

答 介護保険計画で地域支援事業として麻績村生活支援協議隊が活動を

始め、商工会・郵便局、JA等もそれぞれの立場で地域を見守っていただいている。

他に、民生委員・老人クラブ等巡回指導者養成も行っている。

28年度、消費者被害に遭いそうになった高齢者を一件救えた事実がある。

問 交通安全対策は。

答 交通安全協議会での街頭指導、春秋の交通安全運動等を行っている。9月10日現在、死亡事故は無いが、事故件数は昨年より多くなっている。

安全運転に徹してほしい。



9月1日 合同防災訓練

決算審査の意見書

(平成27年度決算審査意見書から抜粋)

★地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された平成27年度麻績村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算及びそれぞれの歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調査、財産に関する調査、各関係帳簿、証書類並びに同法第241条第5項の規定による各種基金の運用状況を示す書類について審査した結果、次のとおりである。

★審査の総括意見

(1) 審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び決算付属書類は、いずれも法令の規定に準拠して調整されており、計数は正確であり、予算の執行は適正であると認めた。

(2) 財産及び物品についても、適正に管理され、台帳等も概ね良好に整備されていることを認めた。

(3) 各基金の管理及び運用の状況は、その目

的にしたが、適正に運営され、計数も正確であることを認めた。

★各会計別意見

1 一般会計

平成27年度決算は前年度と比較すると、歳入が264,896千円(9.7%)、歳出は220,952千円(8.4%)とそれぞれ増となっている。

歳入の徴収率は97%(前年度95.7%)収入未済額は87,942千円で前年比34.703千円減少した。また、不納欠損額は4,642千円となり、前年に比し3,617千円の増となった。歳出の執行率は総務費と土木費に翌年度への繰越金があるため94.0%と低くなっている。繰越明許が行われ、翌年度へ繰越すべき財源7,260千円を差引いた、実質収支は134,136千円となった。前年度実質収支が87,580千円あるため、本年度単年度収支は、46,556千円の黒字となった。基金取崩を60,000千円行われたが、積立を80,000千円行つたため、実質単年度収支は66,556千円の黒字決算となった。

るため、本年度単年度収支は、46,556千円の黒字となった。基金取崩を60,000千円行われたが、積立を80,000千円行つたため、実質単年度収支は66,556千円の黒字決算となった。

財政指標である財政力指数は単年度で0.182、3年平均で0.179前年度より0.001ポイント上がった、経常収支比率は82.5で前年度より1.5ポイント上昇し、このところ80%代で推移しているため、経常的経費の抑制に努める必要がある。実質公債費比率は7.8となり0.4ポイント改善した、これらの指標及び積立金の状況から見て健全財政を維持しているものと判断する。

定に達していないのは、村税97.8%、財産収入は42.8%で、財産収入は前年度同様に非常に低い、また、繰越明許により国庫支出金87.6%、村債93.0%となっている。

イ 村税の滞納 前年度より468,848円の減となった未納金整理に一層の期待をする。

ウ 別荘地貸付収入 現年度調定額は15,318千円、収入済額12,059千円(収入率78.7%)前年度77.7%。過年度分調定額29,658千円、収入済額1,599千円、収入率5.4%(前年度2.9%)となった。

不納欠損処分は4,265千円執行され、前年度より3,241千円の増となっている。滞納額は27,053千円となり前年度より2,605千円の減となったが、依然として滞納額及び不納欠損は多額で推移している。

歳出 予算額3,033,404千円に対し、歳出決算額は2,850,815千円、繰越明許費があるため、執行率は94%と低い。

ア 予算の執行は、効果調査の内容を精査したところ、概ね効率よく、また適確に行われており、伝票、証書類も整備されていると認められた。

イ 財産台帳、備品台帳等の整備がなされているが、数年後から会計制度が実施されるに当たり、一層整備を進める必要があると思われる。

ウ 別荘地貸付収入の滞納額及び不納欠損額が多額で推移している、この傾向は今後も続くものと思われるので、地上権分譲事業と共に今後について検討する必要がある。

エ 若者定住促進住宅は昨年度本町地区に4棟建設された、本年度は新たに10棟建設され天王地区分と合わせる

と27棟となった。今後
も建設が予定されてい
るので、若者の定住が一
層進むことを期待する。
オ「まち・ひと・しごと
と創生総合戦略」(麻績
村総合戦略)が策定さ
れたが、政策目標に対
しての検証により「明
るい未来へつながる麻
績村」の実現に向け努
められたい。

2 国民健康保険

特別会計

形式収支は44,4
49千円、単年度収支
14,965千円、実
質単年度収支も19,
965千円となった。

歳入決算状況は調定
額482,589千円
に対し収入済額474,
343千円で収納率は
98.3%である。

歳入の主たるものは、
国民健康保険税63,
402千円(構成比13.
4%)、国庫支出金11
5,573千円(構成
比24.4%)、前期高齢
者交付金99,346
千円(構成比20.9%)、
共同事業交付金100,

585千円(構成比21.
2%)となった。

一般会計からの繰入
金は27,490千円
で、前年度より7,3
26千円の減になっ
ている。

歳出の主たるものは、
保険給付費273,1
81千円(構成比63.
6%)、共同事業拠出金
76,187千円(構
成比17.7%)とな
っている。

国民健康保険支払準
備基金は、5,000
千円の積立を行い5,
004千円となったが、
適切な基金積立を行う
必要がある。

滞納額は、多額で推
移している、前年に比
して1,490千円減
となったが、なお一層
の努力を望む。

3 聖高原別荘地地上権

分譲事業特別会計

販売件数はなく、歳
入は繰越金のみである。
歳出では別荘交流費用
のみとなった。村所有
の別荘地が991区画
となり、全体の51.7

%を占めている。
不適地は区画から外
す等の見直しと、当事
業の今後について検討
する必要があると思わ
れる。

4 住宅団地分譲事業

特別会計

昨年と同様、販売件
数はなく歳入は繰越金
のみである。平成25年
度に1区画となりその
後動きがないので、そ
の有効な取り扱いを検
討する必要がある。

5 下水道事業

特別会計

歳入は、使用料及び
手数料42,628千
円(構成比19.8%)、
前年度対比896千円
減、一般会計繰入金9
6,484千円(構成
比44.8%)、前年度対
比8,312千円の減
となった。

歳出は、公債費が9
5,417千円(構成
比45.4%)、前年度対
比1,608千円の減
となった。
実質収支は5,26

6千円で単年度収支で
は231千円となった。
滞納額は、分担金と使
用料で1,539千円
で234千円増となっ
た。徴収には一層の努
力を望む。

6 水道事業

特別会計

歳入の主たるものは、
使用料及び手数料66,
428千円(構成比35.
4%)、一般会計繰入金
77,103千円(構
成比41.1%)である。
歳出では、公債費1
01,915千円(構
成比55.3%)、建設事
業費42,504千円
(構成比23.1%)とな
った。

建設事業では、聖地区
水道管布設替工事(2
6,946千円)、1,2
03m)及び野口地区
水道管布設工事(7,4
19千円)が実施された。

使用料の未収額は、
1,753千円で前年
度の160千円増とな
った。未収金が年々増
加しているため、この解
消に一層の努力を望む。

7 介護保険

特別会計

歳入の主たるものは、
国庫支出金111,1
94千円(構成比25.
0%)、支払基金交付金
109,672千円(構
成比24.6%)、繰入金
66,895千円(構
成比15.0%)、保険料
74,966千円(構
成比16.8%)。

歳出は、保険給付費
371,368千円(構
成比88.0%)である。
保険料の滞納額は2
08千円となった。

8 後期高齢者医療

特別会計

保険料等を後期高齢
者医療広域連合に納付
することが主たる事業
である。

歳入は、医療保険料
26,548千円(構
成比60.6%)、一般会

計からの繰入金16,
926千円(構成比38.
7%)が主たるもので、
歳出は、後期高齢者医
療広域連合納付金41,
624千円(構成比95.
7%)である。

9 観光事業

特別会計

歳入の98.2%は一
般会計からの繰入金で
ある。

歳出は、観光施設指
定管理料(聖高原リゾ
ート株式会社8,30
0千円、株式会社共立
メンテナンス12,4
50千円)と聖レイク
サイド館及びシェーン
ガルテンおみの設備等
の工事が主である。

10 高等学校生徒奨学

基金運用状況

新たな貸し出し件数
はない。関係証票と計
数を照合した結果、正
確であることを認めた。

11 土地開発基金

運用状況

土地の移動はなく、運
用益の積立のみである。

審査のおわりに

一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び効果調書並びに財産備品、基金、契約、財産援助団体の事業報告又全般にわたる管理等に係る関係書類の提出や説明を受け、審査を終了した結果は、前述のとおり係数に誤りがなく帳簿、伝票、証書類も概ね良く整備されている。

経常収支比率はやや高いものの実質公債費比率、将来負担比率など基準を大きく下回っていることや基金の状況から見て健全財政を維持していると判断できるが、今後とも健全な財政運営に配慮していただくとともに財源を有効に活用し、住みよい村づくりに一層努力していただくことをお願いし意見書とします。



監査委員の決算意見書提出

平成27年度麻績村
健全化判断比率及び資
金不足比率審査意見書

2 審査の結果

- (1) 健全化判断比率
- ① 実質赤字比率
実質赤字比率は、実質赤字額がないことから、比率は生じていない。
- ② 連結実質赤字比率
連結実質赤字比率は、連結対象の各公営企業会計のいずれも資金の不足はないことから、比率は生じていない。
- ③ 実質公債費比率
実質公債費比率は、7・8%となっており、早期健全化基準の25・0%を下回っている。
- ④ 将来負担比率
将来負担比率は、前年度と比べ改善され、比率は生じていない。
- (2) 資金不足比率
各公営企業会計の資金不足比率は、資金の不足がないので、いずれの会計も比率は生じていない。
- (3) 是正改善を要する事項
特に指摘すべき事項はない。

私たちはこんな活動をしています

8月

- ・ 議会運営委員会
- ・ サマーナイトフェスティバル 成人式
- ・ 東筑摩郡議長会臨時総会
- ・ 国道403号中央官庁への要望 例月出納検査
- ・ 決算意見書提出
- ・ 長野県監査委員・監査事務局研修会
- ・ ふくしのつどい
- ・ 議会村民対話集会（2団体）

9月

- ・ 東筑摩郡村議会議員大会
- ・ 議会定例会
- ・ 敬老会
- ・ サンライフおみ敬老会
- ・ 麻績小学校運動会
- ・ 町村議会議長会政務 調査部会
- ・ 臨時議会

10月

- ・ 月の里収穫祭
- ・ 例月出納検査
- ・ 長野県町村議長会総会

議会だより

編集後記

県下町村議員六五〇名対象に、議会の活性化と政策立案について研修会が行われました。

講師から、地方分権（住民本位の行政）への検証が問われました。分権時代にふさわしい住民参加と実践を実現する必要性。特に民意反映の機能、いわゆる議会機能の拡充の必要性が問われました。行政への広範な意見反映・住民の合意形成・住民の意見を踏まえた政策形成・行政統制等議員の役割について再認識を致しました。

特に住民意見（ニーズ等）の集約と議論をはじめ私たち議員は村民の代表として、残り任期も一年を切りましたが力を注いでいきますのでご協力をお願いいたします。

編集委員

- ◎塚原義昭
- 坂口和子
- 尾峰田和史
- 岸健史



稲

おみ
農業委員会だより

発行
麻績村農業委員会
編集
だより編集委員会
第43号

を刈る



生坂村・麻績村・筑北村 三か村による 農業委員会研修会開催

8月8日、猛暑の最中生坂村・麻績村・筑北村農業委員会による合同研修会が筑北村の「坂北福祉センター」で開催されました。

会場入りした各村の農業委員に対し、冷たい「よもぎ茶」が振る舞われたものの、その独特の匂いと味に一同皆無言となりました。

さて、肝心の研修ですが、まず講師として長野県農業会議の中島総務・情報部長に「農業委員会法改正への対応と県内の状況」について講演をしていただきました。

農業委員の選出方法が公選制から任命制へと変更されたこ



と等、法改正による影響を分かりやすく説明していただきました。

次に松本地方事務所農政課橋本主査に「地方事務所農政課より情報提供」として耕作放棄地対策事業等の説明をしていただきました。

耕作放棄地対策事業については、予算の関係上、継続取組みが優先され、新規計画は

基本的に見送られる方向ということで大変厳しいお話となりました。

両講演ともタイムリーな話題ということもあり、熱心に聴き入る3村の委員により、会場もすっかり熱気に包まれました。



もっと知ってほしい！

農業者年金

農業者年金とは？

独立行政法人農業者年金基金によって運営されている公

的年金です。

国民年金に上乘せする「二階部分」として、農業者年金で老後への備えをおすすめします。

加入資格は：

- ① 20歳以上、60歳未満
- ② 年間60日以上、農業に従事している人（農地の権利名義がない女性・後継者も可）
- ③ 国民年金の1号被保険者（保険料免除者を除く）
- ①～③に該当していればOK！

農業者年金
5つのメリット

① 積立方式

自ら積み立てた保険料と、その運用益によって将来受取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」を採用しています。よって加入者や受給者の数に影響されなため少子高齢化時代にも強い年金です。

② 終身年金

65歳から支給（繰上受給あり）され、一生涯にわたり受け取ることができず。もし80歳前に死亡した場合は、80歳まで受け取るはずだった年金相当額が死亡一時金として遺族に支払われます。

③ 高い自由度の保険料設定

保険料は、月額2万円から、千円単位の最高6万7千円まで自由に選択でき、随時変更が可能です。

④ 若年層への手厚い政策支援

39歳以下であれば一定の条件を満たすことによって月額で最大1万円の国庫補助を受けることが出来ます。

⑤ 大きな節税効果

納めた保険料は、全額社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税に繋がります。

1年分を一括で前払する前納制度等により、最大で「80万4千円」を社会保険料控除とすることが出来ます。

更に、支払われる年金にも公的年金控除が適応されます。入口から出口まで、税制面での優遇は公的年金ならではと言えます。

農業者年金についても詳しく知りたくなった方は事務局までお気軽にお問い合わせください。

漫画で農業者年金を説明するパンフレットもあります。ご希望の方は事務局まで。



草刈り軽減

研究部会から

お知らせします



ひそかに一周年となるこのコーナー。今回も皆さんにとって有益な（と思いたい）情報を提供します。

草刈作業の軽減を図ることを目的に、農業委員会により研究部会を立ち上げた昨年。試験栽培・現地検討会により、みなさんに興味を持っていただき、その絶大な効果に自信を深めた我々研究部会一同。

今年希望者への芝苗の配布も行いました。

昨年同様、今年も播種から定植までをいたしましたので、おさらいの意味も込め、もう一度順を追ってじっくり説明します。

① 種子選定

昨年同様「センチピードグラス」を選定。

選定理由は：

- ・草丈が10～15cmと低く
- ・耐暑性があり
- ・*アレロパシーによる雑草抑制効果に優れ
- ・定着後は粗放管理が可能：つまり畦畔での植生に最適ということ。



生育したセンチピードグラス(1株)

② 播種

128穴のセルトレーに培養土を入れ、転圧。

一穴に耳かき一杯の量を丁寧に入れます。

再び培養土を入れ覆土し、充分な水をやります。



一穴づつ慎重かつ丁寧に

③ 生育

日当たりのよい場所で、乾燥に注意しましょう。

※アレロパシー

ある植物が他の植物の生長を抑える物質（アレロケミカル）を放出したり、動物や微生物を防いだり、あるいは引き寄せたりする効果の総称。邦訳「他感作用」

④ 定植前準備

芝苗生育の過程で、一番重要なポイントです。

植付場所の除草を徹底的に行います。ここでよもぎ等の多年生の雑草の根が残っていると再発生するので根こそぎ除去しましょう。



村内某所で大事に育てました

⑤ 定植

5月～6月が適正期です。8月～9月だと冬に枯死して越冬出来ないこともありますので、適正期を厳守しましょう。この時期なら水やり作業

も省けます。

穴を掘り、縦横30cm間隔の株間で植え付けます。

⑥ 定植後の管理

メヒシバ、スベリヒユ、エノコロ、ヒエ等の1年草は刈取りましょう。

なお、よもぎ等の多年草を発見した場合は即座に抜根しましょう。（重要です）



定植して2ヶ月後の様子
草刈はなんと1回のみ

定植から数年し、ランナー（ほくく茎）により畦畔が覆われるようになるとアレロパシー作用により雑草が抑制されるようになります。



6月25日に行われた配布会

芝に覆われた畦畔は見た目が美しいだけでなく、土中もランナーが支えている為、崩れにくくなります。
つまり草刈作業の軽減だけでなく、農地の保全にも繋がると言えます。
研究部会では今後も更に研究を重ね、芝による畦畔管理の情報を発信していきますのでご期待下さい。

農地利用状況調査（農地パトロール）と農地利用状況調査について

農地利用状況調査（農地パトロール）は、農地利用の確認、遊休農地の実態把握、違反転用発見等を目的に、毎年農業委員により行われているもので、村内全農地を対象に調査しています。



調査により「再生可能な遊休農地」として判定された農地に対しては、当該遊休農地を「どうするか」について「利用意向調査」の実施により、「農地利用の意向を表明」していただくこととなります。

この「利用意向調査」については担当区域の農業委員による訪問や郵送での実施を予定しておりますのでご理解ご協力をお願いいたします。



編集後記

平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」で「担い手が利用する農地面積を8割に拡大する」という目標を国が掲げました。

その目標を踏まえ、農地法、農業委員会法が改正され、農業委員会の役割の一つが「農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地の利用集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）」として強化され、これらの事務が必須業務として位置づけられたところです。

農業委員会による農地の利用状況調査と利用意向調査はまさにこの「農地等の利用の最適化」の推進を図るための業務といえます。

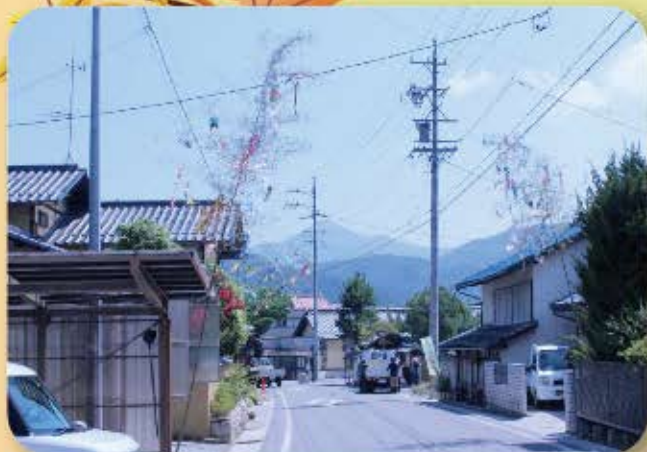
今回の利用意向調査が「農地をどうしていくか」について、一人一人に考えてもらう機会として捉えてもらいたいと思います。

村の出来事

夏から実りの秋へ



さかな獲ったどー
(魚のつかみどり) 7/24



願いを込めて
(七夕飾り) 8/6



秋の夜長に
(麻績宿灯りものがたり) 9/24



お米の花束どうですか？
(ささべ認定こども園との稲刈り) 9/28



収穫の秋を都会の皆さんと
(OMIMO農作業体験) 10/1